

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月24日

新城市監査委員 夏 目 道 弘

新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

産業振興部

産業政策課、森林課、観光課、農業課

監査結果報告年月日

令和6年3月12日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年5月17日

講じた措置等の内容

【産業政策課】

《意見1》

勤労青少年ホームの老朽化対策については、現施設を維持管理して使用を継続していくのか、他の遊休施設に機能に移すのか、早急に方針を決めて進めていただきたい。

《措置内容》

公共施設再編調整会議において、勤労青少年ホームの貸会議室（軽運動場を除く）は文化会館へ機能移転する方針となった。今後、個別施設計画を作成し詳細を決定していく予定になっています。

《意見2》

雇用確保対策については、若者の定着を図ることが最も重要であり、雇用の場の確保を図られたい。また、元気な高齢者の働く場の確保と、外国人労働者の就労支援についても、併せて進めていただきたい。

《検討状況》

若者の雇用確保対策として、ハローワークや商工会、中学、高校など関係機関と連携し、企業情報誌の作成や、企業説明会、企業見学会、求人面接会を開催し様々な角度から市内企業に対する認知度を高め、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、元気な高齢者の働く場の確保、外国人労働者の就労支援につきましても、市

内の事業者向けにセミナーを開催するなど、事業者の多様な人材雇用の支援を行ってまいります。

【森林課】

《意見1》

森林経営の採算性や後継者の問題から森林の荒廃が進んでいる。地震等の自然災害への備えも必要である。林業事業体などの協力を得ながら、林業従事者の人材育成と適切な森林整備に努めていただきたい。

《措置内容》

林業事業体が適切な森林経営を継続して行っていくためには、そこで働く従業員が定着していく必要があることから、令和5年度より林業事業体への補助制度として、従業員の住居手当や社会保険料等に対する助成制度として「林業従事者定着促進奨励金事業」を創設しました。令和6年度以降も更に多くの林業事業体にこの制度を利用してもらえよう、周知を進めていきます。

また、豊川水源基金の補助事業を活用した人材育成についても、継続して実施してまいります。

【観光課】

《意見1》

全国から或いはインバウンド観光で新城を訪れた方々に、新城の良さを知っていただき広めていけるようなまちづくりに取り組んでいただきたい。

《措置内容》

各種イベントや観光に関する取組を市民と共有し、地域の誇りを創出するため観光情報発信を行い、市民や観光事業者、地域全体が一体となった観光まちづくりを推進します。

【農業課】

《意見1》

農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加傾向にある。新規就農者確保対策事業に取り組んでいただいておりますが、少しずつ成果が現れてはいるが、耕作放棄地を減らすことは難しい状況にある。地権者の協力を得ながら、さらなる新規就農者の確保に取り組んでいただきたい。

《措置内容》

新規就農者確保対策事業により新規就農に向けた支援を行い、引き続き関係機関と連携して新規就農者の確保・育成に努めると共に、農業塾を継続開催し小規模農家を育成することで、農地の有効利用に繋がるよう努めて参ります。

また、今後の農地利用について地域と一緒に考え、農地の維持管理を地域の課題として、自分たちで守ることが可能な農地については、地域にて農地を管理すること

で耕作放棄地の発生を抑制することに繋がる補助事業の推進等に努めて参ります。